

第1日

平成29年2月28日（火）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより、平成29年第1回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は15名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月22日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

2番小島清人議員

3番佐々木明子議員

を指名いたします。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成29年第1回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる平成29年度の当初予算を初め、多くの重要案件について、御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の平成29年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

平成29年度は、私にとって市長就任8年目に当たり、2期目の任期の総仕上げの重要な年であります。日本一のふるさと朝倉づくり、親と子と孫と一緒に暮らす朝倉市づくりのさらなる深まりを目指し、市民の負託に応えるよう、誠心誠意、市政運営に努めてまいり所存であります。

さて、アメリカでは、本年1月にトランプ氏が大統領に就任し、保護主義的な政策による米国第一主義を打ち出しました。世界は、大きな変革の時代を迎えたのかもしれませんが、しかし、グローバル化した経済社会は、後戻りすることはできません。日本経済はもちろんのこと、地方経済に及ぼす影響についても、注意深く見ていかなければならないと考え

ております。

我が国においては、昨年12月に平成29年度予算案が閣議決定されました。政府は、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化、経済再生に直結する取り組みを推進、働き方改革を推進の3項目を織り込んだ経済再生と財政健全化の両立を実現する予算としています。

国が示した地方財政計画では、地方の一般財源総額について、概算要求時では、大変厳しい状況でしたが、平成28年度と実質的にはほぼ同水準の62.1兆円が確保されました。

朝倉市は、昨年3月、地方創生を図るための朝倉市総合戦略を策定いたしました。人口減少を克服し、魅力ある地域社会を創造していく地方創生は、一朝一夕になし遂げられるものではありません。私は、後ほど述べます重点施策の6本の柱の中に具体的な取り組みを織りまぜ、これからも地方創生を押し進めてまいります。

朝倉市は、これまでも地方創生事業の先行型交付金及び加速化交付金を活用し、美奈宜の杜のCCRC事業、農業人材育成を目指した農業活性化事業、朝倉農業高等学校跡地の農のエリア整備事業等を実施してまいりました。

今回、国の平成28年度補正予算事業である地方創生拠点整備交付金事業で、特色を生かした仕事ができる朝倉を目指し、農業インキュベーターとして新規就農者の育成を行うため、研修施設である農業用トマトハウスを朝倉農業高等学校跡地に付随する農地に設置する取り組みを補正予算に計上し、繰り越し事業として実施してまいります。

地方創生事業につきましては、さらなる先駆的な事業の掘り起こしを積極的に行ってまいります。

私は、これまで、子ども医療費の助成、小中学校の大規模改修、エアコン整備及び耐震化、下水道、道路等を初めとする生活インフラの整備、企業誘致並びに住民ニーズの的確な把握による事業の厳選及びその着実な実施に努めてまいりました。

また、秋月博物館建設事業、新・杷木小学校建設事業、秋月小中一貫校建設事業、秋月義務教育学校建設事業への変更なし、後述に義務教育学校のくだりがあるために、ここでは小中一貫校建設事業とさせていただきます。新庁舎建設事業、十文字公園整備事業等の大規模な事業にも取り組んでいるところであります。

私は、人口減少や高齢化という北風に顔を伏してしまい、無気力や閉塞感を感じ、萎縮してしまうことがあってはならないと考えております。市民の笑顔が絶えないよう、市民や地域が持っている底力を発揮させ、朝倉市の明るい展望と希望を描き続けたいと思っております。

そこで、市民の皆様や議員各位の声を聞きながら、今やるべきことを見きわめ、国及び県の補助、合併特例債等を最も有効な形で活用することにより、限りある財源を真に住民サービスが向上する取り組みに配分するとともに、時期を失することなく着手してまいります。

市政を担わせていただいたこれまでの間、施策や事業の選択と集中に努めてまいりました。その果実として、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、地域振興基金及びまちづくり振興基金の5基金の総額は、平成21年度末の約72.5億円から平成27年度末の約106.3億円へと、6年間で約33.8億円の増となり、一定の財源確保を行うことができました。

平成32年度という合併特例債が利用できる期限及び合併による地方交付税の優遇措置の段階的縮減を強く意識するとともに、中・長期的な視点による財政運営を行うために指標となる財政の見通しを注視し、10年後の財政状況を見据えた運営を行ってまいります。

また、人口減少及び少子高齢化に伴う人口構造の変化、合併特例債及び地方交付税の動向、大規模な事業の実施等を見据え、質の高い行政サービスを維持していくために、平成29年度は、さらに行政経営改革に取り組んでまいります。そのために、外部有識者を含む行政経営改革体制を整え、現在の行政経営の検証を行い、将来に及ぶ効率化を図るためのレールを敷く所存であります。

次に、十文字公園に整備予定の総合的体育施設についてであります。総合的体育施設の建設に当たっては、基本設計と交付金の対象となる実施設計を分離し、平成28年度は基本設計を発注しました。状況を見て平成29年度に実施設計を行うこととしておりました。

私は、過去を振り返ったときに、朝倉市にとって賢い選択だったと言える判断を下すように心がけて行政運営に立ち向かっているところであります。

十文字公園の整備を都市公園事業で取り組むこととした際に、交付金の獲得が極めて厳しい状況にあることを申ししておりましたが、現在、不透明度がさらに増しております。

また、長年の懸案でありました国道322号のクランク解消及びこれに伴う甘木鉄道甘木駅と移設が見込まれる西鉄甘木駅の駅前を含む周辺整備は、将来の朝倉市の都市部地域発展に大きく貢献すると考えております。これから構想を練ることとしていますが、一定の事業費が必要になってくることが想定されます。

このような状況を鑑み、総合的体育施設の工事着手時期については、将来の財政状況を見ながら計画を見直し、延期することも考えまして、実施設計費は、平成29年度当初予算に計上しないことといたしました。

平成29年度は、2期目の市長就任時に掲げておりました、日本一のふるさと朝倉づくりの6本の柱、これまで同様に重点施策とし、それぞれの柱に付随する施策や事業を、地域の特色や地域資源を生かしながら着実に実施し、魅力あふれる朝倉市づくりを目指します。

平成29年度予算の編成に当たりましては、新庁舎建設、十文字公園整備等の大規模な事業に取り組んでいるところであり、全職員の英知を結集し、職員一人一人が住民本位の考え方をもちながら、多様化する行政需要に対応することとしております。

以上のような考え方で編成いたしました平成29年度予算を初め、市政運営の基本的な考え方につきましては、重点施策の6本の柱に基づき説明申し上げます。

第1に、災害に強いまちづくりであります。

昨年4月の熊本地震では、朝倉市でも震度4を観測し、災害は、いつ、どこで起きてもおかしくないことを改めて認識させられました。これまで、小中学校の耐震化事業などを進めてまいりましたが、平成29年度は、朝倉老人福祉センターの耐震補強工事並びに甘木総合隣保館及び朝倉中央浄化センターの耐震診断を実施いたします。

また、急傾斜地崩壊対策事業を継続して行うとともに、多くの方が利用する民間大規模建築物の耐震改修工事補助、国が洪水浸水想定区域を見直したことによる自主防災マップの更新、最終年度となる古賀川浸水対策改修工事等を行います。

近年、朝倉市消防団では、若者の流出等の影響により、団員が減少しております。そこで、消防団に加入する大学生等に対する奨学金制度を新設いたします。朝倉市内から通学する経費等の負担を軽減することにより、自宅通学での消防団活動を可能とし、あわせて、郷土愛を育み、将来にわたって若者の転出を抑え、市内に住み続けていただくことを期待するものであります。

第2に、安心して暮らせるまちづくりであります。

安心して子育てができる環境をさらに充実するため、ファミリーサポートセンターの利用料金助成事業、高校生の提言を参考にした移動式赤ちゃんの駅事業等に取り組みます。移動式赤ちゃんの駅事業は、育児中の親が野外イベント等に気軽に参加することができるよう、移動式の簡易な授乳室をイベント主催者等に無料で貸し出すものであります。

また、親と子と孫が同居または近居で暮らす際、祖父母世代が子育てをサポートするためのガイド本である祖父母手帳を作成いたします。

小中学校の入学準備に要する経費を支援する就学援助については、これまで、入学した年度の入学後に給付していましたが、平成30年度に入学する児童・生徒から、入学する前の年度に給付することにいたしました。

また、保育料、就学援助等について、これまでの国の支援制度から漏れていた婚姻歴のないひとり親の子育てを支援するため、みなし寡婦（夫）の適用措置を平成29年度から実施いたします。

学童保育所については、新・杷木小学校敷地内に新設し、金川学童保育所は増築工事を行い、学童の受け入れ増と環境改善を図ってまいります。

成果を上げている縁結び応援事業に加え、市内の企業や団体を対象に結婚に関する情報提供を行い、若い世代の出会いの場を創出する企業団体婚活ネットワーク事業に取り組んでまいります。

全国的に増加している生活保護費は、早期に就労支援や相談事業に取り組んだ結果、朝倉市においては減少しています。引き続きこれらの取り組みに力を注いでまいります。

介護保険事業については、予防に力を入れた介護予防・日常生活支援総合事業を行っておりますが、平成29年度からは、朝倉市独自の、地域と一体となった通所型サービス及び

訪問型サービスに取り組みます。また、認知症高齢者を支える体制づくり等も展開してまいります。

教育の充実については、平成30年4月に開校する新・杷木小学校に万全の準備を図ってまいります。秋月小中一貫校建設事業については、平成32年4月に義務教育学校として、開校できるよう準備を進めてまいります。また、スクールカウンセラー等の充実を図るとともに、引き続き不登校対策に力を入れてまいります。

安全で安心して暮らせるまちの実現に当たり、防犯カメラは、犯罪発生時に容疑者の特定に役立ち、犯罪の抑止効果があるなど、大きな役割を果たします。そこで、コミュニティ協議会がプライバシー保護に留意した上で設置する防犯カメラの費用に対し、補助を行います。

LED防犯灯は、環境に優しく経済的で、設置支援の要望が数多くあります。そこで、これまでの照明器具の種類を限定しない防犯灯設置の補助を、LED照明器具に限定した防犯灯設置の補助に切りかえ、補助枠を拡大して実施いたします。

第3に、環境を大切にすまちづくりです。

小石原川ダムは、平成31年度に完成する予定であります。小石原川沿いの洪水被害の軽減が図られるとともに、江川ダム及び寺内ダムとともに3つのダムの総合的な運用が行われることとなります。私は、小石原川及び佐田川の安定的な水量の確保を期待しており、3ダムの総合的な運用計画について、重大な関心を持って見てまいります。

両筑平野用水2期事業については、3ダムの総合的な運用と相まって、かんがい用水及び地域用水の実態に即した水管理を求めてまいります。

また、継続が決定された筑後川水系ダム群連携事業については、施行地域に不安を及ぼさないこと並びに河川の流量及びかんがい用水等の既得用水に寄与することが重要だと考えております。朝倉市は、これらの見通しを確認するため、平成28年9月に国土交通省筑後川河川事務所長に対して質問書を提出いたしました。朝倉市としては、事業の展開に応じて、その都度、意見を申し述べたいと考えております。

水環境のバロメーターでもあるスイゼンジノリの保全については、平成28年度までは環境省の補助事業として行ってきました。平成29年度は、国の補助はありませんが、地元の活動団体を中心とした協議会によるスイゼンジノリ保全活動に対する支援を継続して行ってまいります。

第4に、産業の盛んなまちづくりです。

農林業については、平成29年度は、ブランドイチジク「とよみつひめ」及びブランド柿「秋王」の生産力を高めるため、生産資材等の調達に対する補助を行います。

三連水車の里あさくらでは、観光バス等による来訪者の増加にも対応できるようにするため、トイレの新設工事を行い、集客力増を図ります。

朝倉農業高等学校跡地内の農のエリアを農業インキュベートの拠点として位置づけ、果

樹実習棟を改修して、新規就農者及び農業関連事業に取り組む方の育成に取り組んでまいります。

商工業の振興については、市内で創業する方に対する創業塾の開催を継続して行い、新たに創業費用、店舗家賃等の補助を行います。商工会議所及び商工会が合同で行うプレミアム付き地域振興券の発行に対する助成は、引き続き実地してまいります。

市内に雇用の場をふやす企業誘致については、福岡県や不動産業界を初めとするさまざまなネットワークを駆使した誘致活動を行うことができる産業政策マネージャーを引き続き配置して行います。

観光分野については、東アジアを中心とした外国人観光客を朝倉市に呼び込むため、地域おこし企業人交流プログラムに取り組みます。観光分野の実践に明るい現役企業人を朝倉市に派遣していただき、朝倉市域を中心に据えた広域観光ルートを企画するとともに、外国人来訪者の国に出向いての朝倉市の魅力を現地で直接発信いたします。この取り組みにより、朝倉市へのインバウンドを拡大してまいります。

スマートフォン使用人口の拡大により、インターネットからの情報取得が無料でできるWi-Fi環境の整備が求められております。これに迅速に対応するため、平成28年度に引き続き、主要観光地、公共施設等にWi-Fiを設置してまいります。

甘木鉄道甘木駅施設内にある観光案内所「ほとめく館」の改修を行い、甘木鉄道を利用して訪れる観光客を観光案内テーブルに導くとともに、丁寧な観光情報の提供に努めてまいります。

あまぎ水の文化村は、福岡県が所有するアクア・カルチャーゾーン施設の改修が予定されています。今後のあり方については、福岡県と慎重に協議を進めてまいります。

本年10月にオープン予定の秋月博物館は、小京都として知られる風情豊かな秋月のイメージを高め、秋月の歴史・文化にふれる機会を提供するとともに、朝倉市域の文化・観光交流拠点としての役割を果たしてまいります。来訪者を迎えるための最適な運営体制を整えるとともに、開館の周知について、市内外への情報発信を強力に行い、オープニングイベント、企画展等を開催いたします。

第5に、快適で住みよいまちづくりです。

下水道事業については、平成29年度から地方公営企業法の全部を適用し、企業会計に移行いたします。住民ニーズへの迅速な対応、経営の効率化、住民サービスの向上等につなげてまいります。三奈木地区等の特定環境保全公共下水道については、供用開始区域の拡大に向け、工事を行ってまいります。

市営住宅については、建てかえ計画に沿った建設を進めており、平成29年度は、中町団地の建築工事及び東中町団地の実施設計に着手します。

また、要望の多い住宅リフォーム補助の事業費を拡大いたします。

平成29年度の朝倉農業高等学校跡地の整備については、十文字公園内の公園の部分につ

いて進めてまいります。敷地内から放流する雨水量を絞る調整池を整備するなど、下流域住民に不安が生じないように努めながら十文字公園整備に取り組んでまいります。

国道322号のクランク解消及びこれに伴う甘木鉄道甘木駅及び西鉄甘木駅の駅前を含む周辺整備については、新たな住居建設の誘導、商業機能など都市機能の集積及び充実並びにこの地にアクセスする交通網の強化と相まり、朝倉市の中心地域の新たな発展が望めます。平成29年度は、事業手法を区画整理とすること等の調査、整備エリアの精査、概算事業費の算出等を行う基本構想の策定、地元の合意形成等に取り組んでまいります。

また、朝倉市の都市計画区域全体を見渡して、居住区域の誘導及び医療・福祉施設、商業施設等の都市機能の計画的な立地誘導を図り、公共交通と連携したまちづくりを進めていくための立地適正化計画の策定に着手いたします。

地域の課題を解決し、地域を活性化するための活動を行っている集落支援員については、1人増員し、2人体制といたします。

杷木地域のオフトーク放送にかわる地域放送については、現在、整備を進めています。平成29年度から新しい設備による運用を開始いたします。

第6に、市民サービスの向上と健全財政のまちづくりです。

熊本地震では、地方自治体の庁舎が倒壊したり、大きな損害を受けたりして、庁舎の災害対応機能の重要性が再認識されました。災害に強い市の拠点づくりである市庁舎の建設事業は、実施設計に移りたいと考えております。

また、市庁舎への最適な動線を確保するために必要な交通量調査、庁舎敷地その他必要な用地の取得、来訪者の利便性を高めるワンストップ窓口強化の検討等を行ってまいります。

次に、総合計画についてであります。従来の総合計画・基本構想は、その時々の方が考える政策や力を注ぐ施策とは必ずしも密接に連動するものではありませんでした。平成29年度から平成30年度にかけて策定する第2次総合計画では、市長の任期と総合計画の年度の整合性を図り、基本計画については、行政評価と連動して、一体的かつ効率的に事業の進捗管理を行ってまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、平成28年度の目標寄附額を3億円としておりましたが、12月末には、3億5,000万円を超える寄附額がありました。朝倉市のお礼の品の魅力の発信機会の拡大が、寄附額の増加につながりました。平成29年度は、さらにお礼の品を充実することで、朝倉市を応援していただける方をふやし、目標寄附額を4億円といたします。

企業版ふるさと納税制度は、朝倉市外に本社がある企業に朝倉市への寄附をしていただくことができる制度です。秋月博物館に収蔵展示する美術品、史料等の保存を確実にするためのレプリカ作成等に対して、朝倉市出身者が創業者で、朝倉市内に工場を有する1社から、平成28年度から平成29年度にかけて2,000万円の寄附をいただくこととしておりま

す。

コンピューターシステムやネットワークを対象に行われるサイバー攻撃については、常に狙われているという危機感を持ち、職員の情報管理意識を高めるとともに、新たなシステム構築を行い、情報セキュリティ対策を強化してまいります。

国民健康保険は、平成30年度から、福岡県が主体となり市町村とともに運営を担う広域化が実施されます。円滑な移行に向け、万全を期してまいります。

組織体制については、組織のスリム化を図るため大課制を目指し、文化課と生涯学習課を統合いたします。

職員の人員体制については、職員数の削減を進めてきたこと及び下水道事業が企業会計に移行することに伴い、各事務部局及び公営企業職員の定数を改定いたします。

平成29年度から取り組む行政経営改革は、市民協働及び民営化を含む民間活用、公共施設等財産の有効活用及び最適化並びに効率的な組織づくり及び人材育成について、明確な姿・形にあらわしてまいります。

平成28年度は、公共施設のコスト削減の一つとして、電力の入札を行ったところ、大きな削減効果が得られましたので、平成29年度は、入札対象施設を拡大いたします。

以上、平成29年度の施政方針について申し上げます。

甘木市、朝倉町、杷木町が合併して10年の節目を通過いたしました。朝倉市の可能性をとことん追い求め、今すべきことを確実に実行し、人口減少をできる限り歯どめをかけ、特色を生かした地域社会を形成していくことが私の使命だと思っております。

市民の皆様及び議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 以上で、施政方針の説明は終わりました。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告1件、議案46件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 本日、提案いたしました議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について1件、当初予算について10件、補正予算について9件、条例の廃止、一部改正及び制定について19件、計画の変更及び策定について各1件、財産の処分について2件、市道路線の認定について1件、字の区域の変更について3件、合計47件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について、

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算につきまして説明申し上げます。

第1号議案平成29年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を307億1,000万円とし、対前年度比8億5,000万円、2.7%の減となっております。これは、主に小学校空調設備事業、秋月博物館建設事業及び杷木地域放送整備事業の終了等によるものであります。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税では、個人給与所得の増及び法人収益の増並びに固定資産税の新築家屋分の増等が見込まれることから、対前年度比2億1,398万2,000円、3.1%の増となりました。

次に、一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した平成29年度の地方財政計画では、前年度からの繰越金が一切ない等の中、都道府県を含む地方公共団体として地方交付税総額は2.2%減の16.3兆円、赤字地方債である臨時財政対策債の発行は6.8%増の4兆円とされ、一般財源総額では地方税の増を含め0.7%増の62.1兆円が確保されました。

本市においては、臨時財政対策債は地方財政計画により対前年度比1億2,000万円、13.6%の増と、普通交付税は合併算定がえの段階的縮減、地域経済・雇用対策費いわゆるリーマン・ショック対応分の減等により2億7,000万円、4.3%の減となりました。

このことから、歳入の根幹をなします市税、地方交付税、臨時財政対策債等の一般財源総額は、3,798万2,000円、0.2%の増となりました。

次に、歳出の主な内容につきまして、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、水源かん養基金積立金、小石原川ダム水源地域整備事業、杷木地域放送整備事業等の減はあるものの、庁舎建設事業費、ふるさと応援寄附金事業及びそれに伴う積立金並びに基幹系情報系システム更新費等の増により、1億5,577万3,000円、3.3%増の48億624万8,000円といたしました。

民生費は、私立保育園委託料、障害福祉サービス事業及び介護保険特別会計への繰出金の増等はあるものの、臨時福祉給付事業、生活保護費及び老人福祉施設建設補助事業の減等により、9,347万8,000円、1%減の90億3,464万4,000円といたしました。

農林水産業費は、県営土地改良事業費負担金及び水資源機構営両筑平野用水二期事業負担金の減等はあるものの、農地中間管理事業、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、三連水車の里あさくらトイレ増設工事費等の増により、1億2,729万2,000円、7.3%増の18億5,953万6,000円といたしました。

土木費は、中町団地建替事業及び道整備交付金事業の増等はあるものの、市街地活性化事業第2期事業及び天神町団地建替事業の減等により、1億402万3,000円、2.2%減の46億6,994万1,000円といたしました。

教育費は、杷木球場トイレ等整備及び秋月博物館オープニングの経費並びに小中学校教職員のパソコン更新費の増等はあるものの、小学校空調整備事業及び秋月博物館建設事業の減等により、8億395万3,000円、18.2%減の36億1,118万2,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして、担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計につきまして説明申し上げます。

第2号議案平成29年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比55万7,000円、6.7%減の779万1,000円といたしました。

第3号議案平成29年度朝倉市簡易水道特別会計予算につきましては、寺内地区の水道管理更新事業を平成30年度まで行うため、対前年度比6,639万2,000円、612.3%増の7,723万6,000円といたしました。

第4号議案平成29年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定におきまして、対前年度比9,259万円、1.1%の減、86億8,310万7,000円といたしました。直営診療施設勘定におきましては、対前年度比1,753万円、6.5%増の2億8,737万5,000円といたしました。

第5号議案平成29年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比5,136万4,000円、6.0%増の9億114万7,000円といたしました。

第6号議案平成29年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、高齢者が住みなれた地域で継続して生活できるために、新たに通所型サービス事業、一般介護予防事業等を実施し、介護予防の充実を図ります。この経費を含む予算総額は、対前年度比1億9,847万9,000円、3.5%増の59億62万8,000円といたしました。

第7号議案平成29年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算につきましては、対前年度比5万1,000円、6.4%増の84万6,000円といたしました。

次に、第8号議案から第10号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第8号議案平成29年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億4,894万8,000円、支出に1億1,007万9,000円を計上いたしております。また、資本的収入及び支出につきましては、キリンビール福岡工場への工業用水管更新工事を行うこととし、収入に3億3,879万2,000円、支出に3億7,498万9,000円を計上いたしておりますが、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんしようとするものであります。

第9号議案平成29年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間279万131立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に5億8,690万9,000円、支出に5億4,810万円を計上いたしました。また、

資本的収入及び支出においては、道路改良工事等に伴う配水管布設がえ工事及び浄水場機器更新工事を行うこととし、収入に6,186万8,000円、支出に1億9,887万円を計上いたしておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

第10号議案平成29年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、下水道事業が平成29年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することにより、企業会計予算として計上するものであります。業務の予定量として、水洗化人口2万6,297人に対し、一日平均処理水量1万1,332立方メートル、年間総処理水量386万6,183立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に22億4,131万9,000円、支出に21億305万8,000円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出においては、流域関連公共下水道管渠建設事業、特定環境保全公共下水道管渠及び処理場建設改良事業、農業集落配水管渠及び処理場改良事業並びに浄化槽整備事業を行うこととし、収入に16億5,047万8,000円、支出に21億5,801万6,000円を計上いたしておりますが、不足額は、当年度分消費税及び地方消費税基本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

次に、第11号議案から19号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第11号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の補正予算に係るものとして秋月小学校校舎大規模改造事業、甘木鉄道施設整備事業の負担金、地方創生拠点整備交付金事業としての農のエリア活用事業等が対象となったこと、公債費を繰り上げ償還すること並びに国民健康保険特別会計への赤字補てん繰出金及び既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ8億8,525万4,000円を減額し、予算総額を322億9,392万3,000円といたしました。

第12号議案平成28年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ140万2,000円を追加し、予算総額を975万円といたしました。

第13号議案平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業勘定において、前年度の一般被保険者療養給付費の確定等に伴う国県等への返還金、一般会計からの赤字補てん繰入金等を補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,838万3,000円を追加し、予算総額を93億8,808万円といたしました。直営診療施設勘定につきましては、平成27年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ747万8,000円を追加し、予算総額を2億7,732万3,000円といたしました。

第14号議案平成28年度朝倉市後期高齢医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、

既定経費の減額に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1,030万7,000円を減額し、予算総額を8億3,947万6,000円といたしました。

第15号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険事業勘定において、国庫補助金の減額に伴い一般会計繰入金と財源組み替えを行うものであります。

第16号議案平成28年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ1億6,614万1,000円を減額し、予算総額を23億2,211万6,000円といたしました。

第17号議案平成28年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定経費の減額等に伴い補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ2,132万5,000円を減額し、予算総額を4億1,323万8,000円といたしました。

第18号議案平成28年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、使用料等の増減に伴い財源組み替えを行うものです。

第9号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入におきまして、上水道の高料金対策に要する経費への繰り入れ基準の変更による他会計負担金について補正するものでありまして、収益的収入を3,643万6,000円減額し、収入合計を5億8,152万9,000円といたしました。また、資本的支出において、下原・立野線ほか配水管布設工事の減工等により、資本的支出を2,403万5,000円減額し、支出合計を2億7,630万4,000円といたしました。

次に、第20号議案朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信条例を廃止する条例の制定につきましては、杷木地域放送整備に伴い、朝倉市オフトーク通信施設ひまわり通信を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市秋月郷土館条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市秋月郷土館を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市情報化推進センター条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市情報化推進センターを廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例を廃止する条例の制定につきましては、朝倉市杷木定住促進住宅団地を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第1次朝倉市総合計画に基づき職員数を削減したこと及び朝倉市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、各事務部局及び公営企業の職員の定数の改定を行いたいため、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき失職の例外を定めたいので、

この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険特別会計の介護サービス事業の廃止に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市立学校施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、松末小学校、杷木小学校、久喜宮小学校及び志波小学校を統合し、新たに杷木小学校を設置したので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高木コミュニティセンター佐田分館及び高木コミュニティセンターの位置を変更したので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、占用料の額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅石の橋団地を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅杉馬場団地に汚水処理施設を設置することに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案富有ヶ丘団地条例及び朝倉市営寒水住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県住宅供給公社から富有ヶ丘団地の譲渡を受けることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県南広域水道企業団において基本水量の調整が行われたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第36号議案朝倉市総合計画策定条例の制定につきましては、総合計画の位置づけを明確にするとともに、総合計画の策定について必要な事項を定めたいので、この条例を制定し

ようとするものであります。

第37号議案朝倉市秋月博物館条例の制定につきましては、市の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、朝倉市秋月博物館を設置したいので、博物館法第18条の規定により、この条例を制定しようとするものであります。

第38号議案朝倉市手話言語条例の制定につきましては、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解及び普及を図り、ろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現するため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第39号議案朝倉市障害者計画の変更につきましては、朝倉市障害者計画を変更するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第40号議案第3次朝倉市男女共同参画推進計画の策定につきましては、平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第3次朝倉市男女共同参画推進計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第41号議案財産の処分につきましては下町区自治会に、第42号議案財産の処分につきましては柿添区に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第43号議案朝倉市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第44号議案から第46号議案までの字の区域の変更につきましては、上秋月地区県営土地改良事業及び上須川地区県営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(鶴田 浩君) 市長の説明の中で、平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして説明いたしました。議案を「第9号議案」と申しましたけれども、「第19号議案」が正しくなっておりますのでございます。

続きまして、第26号議案です。その中で、法律名がりましたが、育児休業、介護休業

等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律と申しましたけれども、ただいま申しました「家庭介護」ではございませんで、「家族介護」でございますので、訂正させていただきます。

それから、29号議案です。「朝倉市立学校施設条例」と申しましたけれども、正しくは「朝倉市立学校設置条例」でございますので、修正方よろしくお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。総務財政課長。

○総務財政課長（郷原康志君） 私から追加を申し上げます。

第41号議案財産の処分の説明の中で自治会名でございますけれども、「しもまち区自治会」と市長が申しあげましたけれども、「したまち区自治会」でございます。訂正をお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は3月7日の本会議において行います。

次に、請願書について、紹介議員の説明を求めます。5番、鹿毛哲也議員。

（5番鹿毛哲也君登壇）

○5番（鹿毛哲也君） それでは、29請願第1号につきまして、簡単に趣旨を御説明させていただきます。

まず、行政書士は行政書士の目的である行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資するため日々研さんを重ね業務を行っています。また、平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、所定の研修課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等、行政庁に対する不服申し立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類の作成も業務とすることができるようになり、行政書士の業務はこれまで以上に高度化、専門化し、行政手続の円滑な実施及び国民の利便向上についての行政書士に対する社会的要請はなお一層高まっているところです。しかしながら、現状は、各種許認可・免許・登録申請、届出、具体的には、農地転用・開発申請・用途廃止払い下げ申請等に際し、資格を有しない非行政書士が手続を行っているケースが頻発していると聞いておるところでございます。朝倉市においては、「行政書士又は行政書士法人でない者が他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができない」とする行政書士法第19条第1項及び行政書士制度の趣旨を御理解いただき、不法・不当な書類作成、提出行為及び申請代理行為がなされないよう、行政書士法の趣旨の周知徹底と適正な行政手続が実施されるようお願いいたします。

何とぞ議員皆様の御賛同を賜りますようお願いをいたしまして、請願の趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(5番鹿毛哲也君降壇)

○議長(浅尾静二君) 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第1号議案については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、本件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く17名の皆さんを指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回、3月3日の本会議は一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、特に午前9時半に繰り上げて開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時5分散会